

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	136	126	10	7.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	136	126	10	7.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	789	729	60	8.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	789	729	60	8.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		136	126	10
(内訳)	国家石油備蓄基地に係る資本的支出	118	111	7
	国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出	18	15	3

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		10,417	15,670	△5,253
(財源)	財政投融資	136	126	10
	財政融資	136	126	10
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	10,281	15,544	△5,263
	市中借入（石油基地）	1,727	1,727	—
	市中借入（石油ガス基地）	450	450	—
	政府短期証券（備蓄石油購入）	7,304	12,567	△5,263
	政府短期証券（備蓄石油ガス購入）	800	800	—

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

石油及び石油ガス備蓄は、その備蓄の体系が国家備蓄と民間備蓄に分けられるが、国家備蓄についてはその性格上、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと及び我が国のエネルギー安全保障の観点から、国の一元的な責任と負担の下に実施する必要性がある。このため「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

なお、国家備蓄石油及び国家備蓄石油ガスの備蓄量は、石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）第4条に基づき、毎年度、需要予測に基づく緊急時に必要な需要量について、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、適正な備蓄目標を定めることとされており、この備蓄目標等に基づき実施する備蓄事業に必要な資金のうちの一部を財政融資資金として調達を行い、石油及び石油ガスの備蓄政策の目的の実現に必要な範囲内で事業を実施している。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、国家備蓄事業については、石油備蓄法に基づき民間備蓄事業と区別されており、国が一義的に行う事業である。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

石油備蓄事業の財政融資は、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に所要額を確保できることから、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、改良更新・修繕保全計画に沿って最も効率的に事業を実施することができる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）は、石油石炭税の税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっている。国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の能力向上（資本的支出）の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元金償還及び利払いにはこの税収財源を充てており、償還確実性は問題ないといえる。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

石油・石油ガス備蓄基地については、各国家石油・石油ガス備蓄基地が完成してから13～40年が経過しており、特に30年以上経過している石油備蓄基地については今後も継続する老朽化問題への対応のため、主要な基地設備の耐用年数等を勘案した長期修繕計画を策定しており、石油ガス基地についても各基地の設備状況を勘案した修繕計画である中長期保全計画を策定している。また、策定に当たっては、各年度で要求額の大きな変動が生じないようにするとともに、大型工事の実施に伴い全基地の放出機能が大幅に低下することのないように留意した計画を策定している。

令和9年度の財政投融资要求額は、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地における必要な事業に係る資本的支出を合計した結果136億円としている。これについても過年度の執行状況を考慮し、要求額の査定をより厳格に実施しており、本年度までの事業進捗等を踏まえた長期的な計画に基づき、過不足なく資金需要の積算を行っている。

(参考：過去3か年の財政投融资の運用残額)

	5年度	6年度	7年度
運用残額	9.2 億円	- 億円	0.0 億円
運用残率	9.8 %	- %	0.0 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「エネルギー基本計画」に記載されている原油の安定供給の確保に向けて必要な対応が円滑に発動出来る体制を常時確保するため、国家石油・石油ガス備蓄基地に係る資本的支出を実施するため財政融資資金 136 億円を要求している。

「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）抜粋

5. 化石資源の確保／供給体制

（3）石油（備蓄／サービスステーション（SS）等を含む）

② 備蓄の確保

石油の国内需要は減少傾向にあるが、地政学リスクやアジアの石油需要の増加等を踏まえると、石油備蓄は重要であり、必要な国内石油精製能力を確保しつつ石油備蓄水準を維持する。備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練に加え、国家石油備蓄基地における、基地の放出能力等に応じた、メリハリをつけた必要な設備修繕・改良等を継続する。

また、災害時に一部の製油所が稼働困難となる可能性があることも踏まえ、備蓄基地の分散配置にも引き続き取り組む必要がある。さらに、製油所の統廃合も進む中における、災害による製油所の機能停止に備えた流通在庫の確保の在り方や、燃料の移行状況を踏まえ、新燃料の貯蔵等のタンクの有効活用も含めた、燃料備蓄の在り方を検討する。

その上で、有事の際は、機動性の高い民間備蓄と国家備蓄について機動性の高い基地からの優先的な放出を速やかに実施する。さらに、アジアのエネルギー安全保障確保のために産油国やアジア消費国との備蓄協力を進め、アジアの海域での地政学的な問題が顕在化し、アジアでの石油需給がひっ迫するおそれがある場合の協調放出に向けてIEAや加盟国との関係の維持・構築を進める。

（4）LPガス

LPガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約4割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーである。国内需要の8割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である。LPガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。LPガス業界やJOGMECと連携し、緊急時を想定した国家備蓄基地からの放出訓練や各地への輸送に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時に備え、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設・設備強化を進めるとともに、病院・福祉施設や小中学校体育館等の避難所等における備蓄強化、発電機やGHP等の併設による生活環境向上を促進する。

「災害時石油ガス供給連携計画」を不断に見直し、同計画に基づいた訓練を実施するほか、スマートメーターの導入による配送合理化等の取組を後押しし、人手不足な中でも安定供給可能な体制を強化する。なお、ＬＰガスを巡る商慣行を是正し、消費者からの信頼を確保すべく、過大な営業行為の制限等を内容とする新たな規律を設けたところ、その実効性確保のため、関係省庁とも連携し、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリングを継続実施する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

1. 決算についての総合的な評価

令和7年度決算において、歳入が4兆7,331億円、歳出が3兆1,468億円となり、1兆5,863億円の剰余金が生じた。この剰余金については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の同勘定の歳入に繰り入れることとしている。

2. 決算の状況

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入	609,554	燃料安定供給対策費	179,724
		エネルギー需給構造高度化対策費	351,218
脱炭素成長型経済構造移行公債金	1,139,135	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	425,053
石油証券及借入金収入	1,388,213	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	107,392
備蓄石油売払代	219,736		
雑収入	131,214	脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	19,000
脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入	2,110		
前年度剰余金受入	743,491	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	77,542
		独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	79,089
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	501,775	脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資	80,000
		事務取扱費	2,270
		脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	137,542
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	9,800
		脱炭素成長型経済構造移行推進先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入	259,903
		諸支出金	-

		脱炭素成長型経済構造移行推進諸支出金	-
		融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0
		脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	15
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,397,537
		脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	20,717
		予 備 費	-
計	4,733,122	計	3,146,807
(注) 単位未満切り捨てのため積み上げと計は一致しない。			